

講義 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の全国実施状況

一般財団法人自然環境研究センター 澤邊佳彦

ニホンジカ、イノシシによる自然生態系への影響および農林水産業被害が深刻化しており、その対策として2013年（平成25年）に環境省と農林水産省が、2023年までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を発表した。抜本的な鳥獣捕獲強化対策により、捕獲事業の制度化や夜間の銃猟捕獲の規制緩和などが行われ、鳥獣保護法の改正により一定の条件下で鳥獣の放置や夜間銃猟などが可能となる指定管理鳥獣捕獲等事業が創設された。

指定管理鳥獣捕獲等事業は平成27年度より開始され、平成28年度にはニホンジカを対象として35道府県で実施された。本講義では、1. 指定管理鳥獣捕獲等事業の概要、2. 捕獲等事業の計画的な活用の方法、について扱う。

1. 指定管理鳥獣捕獲等事業の概要

平成26年度の鳥獣保護法の改正により指定管理鳥獣捕獲等事業が創設された。現在、指定管理鳥獣としてニホンジカ、イノシシが指定されている。指定管理鳥獣捕獲等事業においては、都道府県が実施する取り組みに対し国が必要な経費を支援することの他、捕獲した鳥獣の放置の禁止の緩和など法令上の特例措置が設けられており、様々な取り組みによって捕獲の推進が行われている。交付金事業の内容としては大きく分けて、実施計画策定業務、捕獲等事業、認定鳥獣捕獲等事業者等の育成が設けられている。平成28年度は前年度を上回る35道府県で交付金事業が実施された。

2. 捕獲等事業の計画的な活用の方法

指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種管理計画の下位計画として位置づけられ、実施計画の策定、捕獲の実施、モニタリングによる評価を原則1年間のサイクルで行い、他の管理捕獲と合わせた結果を第二種管理計画へフィードバックすることで、第二種管理計画で定める管理目標に寄与することが期待される。

平成27年度から都道府県で実施されている指定管理鳥獣捕獲等事業は、大きく分けると、①特定計画の管理目標に不足する捕獲数の上乘せ、②生息域の拡大防止、③効果的な捕獲手法の開発、の3つの目的で実施されている。ここでは、これら3つの目的に合わせた計画の考え方を中心に取り扱う。